

第6章 実現に向けて

6-1 実現に向けた基本的な考え方

本マスタープランでは、概ね20年後の本市の将来像を見据え、市全域、市内4地域・9地区について計画を定めました。まちづくりを実現するためには、市民やNPO、ボランティア団体、学校、民間事業者、行政が協力していくことが重要です。本マスタープランでは、そのための仕組みや方策など実現化に向けた基本的な考え方を示します。

また、国や県への事業の早期実現に向けた働きかけや、関係機関との連携の強化などを積極的に行います。

◆上野原市の将来の都市構造の実現に向けた流れ

実現化に向けた基本方策

(1) 行政・地域・市民が連携・協働する推進力のあるまちづくり

- ①行政の積極的な牽引
- ②市民参加型のまちづくり
- ③企業、大学などとも連携した質の高いまちづくり
- ④行政の市民活動への支援策の充実と協働のまちづくり

(2) 効率的・効果的な都市運営

- ①本計画に関わる事業の進捗管理の徹底
- ②民間活力の適切な導入

取組の各段階に反映

計画策定から実現化に向けた流れ

活動の継続・目標の達成

各種取組み

見直し・改善
(Action)

評価・検証
(Check)

実施
(Do)

計画
(Plan)

本計画の目標達成

人と自然にやさしい環境共生都市 上野原
「都市環境と自然環境の共生」

目標1：豊かな環境の中で健やかに暮らせるまちづくり

目標2：自然災害・都市防災・犯罪などを防ぎ、市民が安全・安心に暮らせるまちづくり

目標3：都市的なまち・自然豊かなまちの中で賑わいと活気あふれるまちづくり

目標4：コンパクトな市街地・地域集落の形成と連携

6-2 実現に向けた施策

(1)行政・地域・市民が連携・協働する推進力のあるまちづくり

◆行政がオピニオンリーダーとして先導しつつ、行政・地域・市民が知恵と熱意を積極的に提供し合う推進力のあるまちづくりを進めます

行政は、本計画に関わる事業の進捗管理を徹底し、事業や取組みを推進します。また、地域住民が主体となった活動を支援・推進するための組織（ワーキンググループ等）を整え、市民参加型のまちづくりに向け積極的に協働体制を構築します。

① 行政が積極的に牽引し事業を進めます

地方行政は自主性、自立性を持ち、地域の実情に合ったまちづくりを展開していくことが必要です。そのために行政は、市役所内にまちづくり団体やNPO等と連携できるような体制を整備し、計画的かつ効果的に事業を推進していきます。

また、計画推進にあたっては、関連機関との横断的な連携や調整を図ります。

本計画に関わる事業については、継続的な進捗管理を行い、検証・改善を図ることにより、積極的に牽引します。

②市民参加型のまちづくりを推進します

地域住民間の交流や住み良い環境づくりなど、地域に根ざした活動を展開するため、住民が自ら取組めるまちづくり体制を構築します。

また、課題解決にあたっては、行政と地域が協働して取り組みます。

③企業、大学、高校などとも連携し、質の高いまちづくりを推進します。

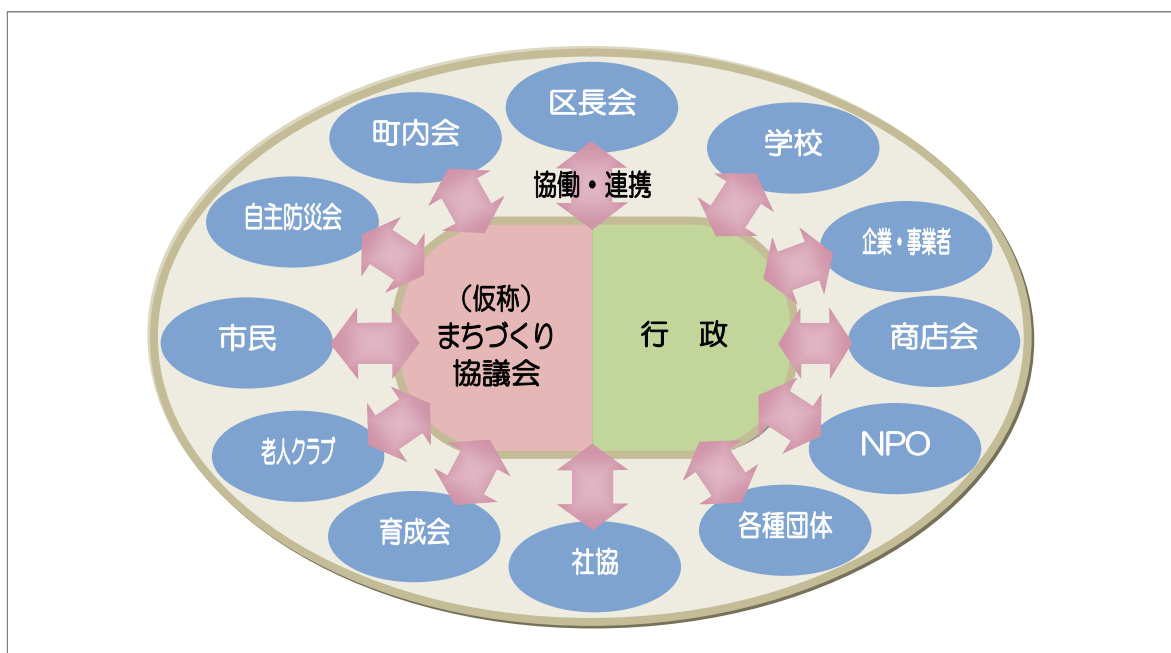
企業および大学、高校との地域連携を基軸に質の高いまちづくりを推進します。

行政は、企業や大学、高校などと連携できる「まちづくり体制」を構築します。

【まちづくりの実施体制とは】

- 地域住民、町内会、事業者、NPO法人、各種地域団体など、地域を取り巻く様々な人々によって構成され、地域を定め活動します。

◆まちづくりの実施体制の構成イメージ



【主体の役割】

- 本マスタープランで設定した将来のイメージの実現や目標を達成するためには、各主体がそれぞれの役割を認識し、行動を起こしていくことが重要です。

◆市民・NPO、ボランティア団体等

まちづくりの主役は市民です。自分たちが住むまちをもう一度見直し、身近なところから住みやすくしていく方法を近隣や地域の住民と一緒に考え、実践していくことが求められています。

また、まちづくり団体・NPO等の多様な組織体制を活用し、まちづくりの推進、環境の保全、地域の安全活動など、多方面にわたって積極的に活動を展開していくことも期待されています。

◆事業者、大学・高校等の教育・研究機関

事業者は、企業活動や経済活動などを通じて直接的・間接的にまちづくりに貢献するとともに、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが重要です。専門的な知識や技術の活用、所有する土地や施設などの活用を通し、地域の一員として、行政や市民が進めるまちづくりへの積極的な参加や協力が期待されます。

大学・高校等の教育・研究機関は、専門知識や人材などを活用し、まちづくりに関する調査・研究、市民や行政等への提言、協力を行うことも期待されています。

◆行政

行政は、「都市計画マスタープラン」に基づいて、市民、企業との協働のもと、都市計画の決定や具体的なまちづくり事業などを、オピニオンリーダーとして総合的・効率的なまちづくりを牽引していきます。

市民の自主的なまちづくりを積極的に推進していくため、まちづくりに関する情報提供、意識啓発、活動の支援の充実などを図っていきます。

【まちづくりの実施体制等 市民活動への支援策（案）】

- 相談窓口の設置：まちづくりへの協力の要請や要望などを行政の体制や窓口などわかりやすく公開していきます。
- 組織化の手引きの作成：組織化のための準備、運営に関する手引きを作成し、設立を推進します。
- 専門家派遣・技術支援：市民の自主的なまちづくり活動を支援するため、専門家の派遣や技術的な支援などを行います。
- まちづくりの担い手の育成：市民のまちづくりに関する知識を深めるため、勉強会や研修を実施します。
- 情報提供・意識啓発：市の広報やホームページなどを活用し、必要な情報の適切な提供を行うとともに、市民と行政がお互いに情報を共有する機会や手段を充実させます。
- 財政支援：協議会開催のための補助金制度整備、イベント開催への共催・後援など円滑に実施するための制度を整備します。

(2)効率的・効果的な都市運営

◆人口減少や都市運営コスト制約に配慮した効率的・効果的な都市運営を実現します。

本市は、人口減少、少子・高齢化など、様々な課題に直面しています。子育て支援、高齢者福祉、都市基盤整備などの行政需要は多様化していますが、予算は限られており、近年は削減傾向にもあります。

計画の適切な進捗管理や見直し、民間活力の導入など、限られた予算内で高い効果をもたらす効率的・効果的な都市運営を実現します。

◆本マスタープランの全体構想で示した推進すべき事業について計画的に実行していくため、事業の実施目標を定めます。

まちづくりの目標として掲げた4つの大きな柱ごとに示した事業について、実施時期を整理しました。

実施時期については、「短期」と「中長期」に分けて整理しました。

※短期：概ね10年で取組み・達成を目指すもの

※中長期：10年から20年で取組み・達成を目指すもの

①本計画に関わる事業の進捗管理を徹底します

各分野や地域・地区における必要性や緊急性などを踏まえて、重点施策や優先度の検討を行い、計画的なまちづくりを推進します。定期的にまちづくりの進捗状況を把握し、目標に対する実施状況の点検・評価を行うとともに、社会経済環境の変化や、国や県の上位計画の変更や地域のまちづくりの状況などを勘案し、見直しを図ります。

②民間活力の適切な導入を検討します

事業者などの民間が持つ専門的な知識や、柔軟な発想、アイデア、ネットワーク等を提供することによって、地域にとって望ましいまちづくりの実現に貢献することが期待されています。民間事業者などへ協働のまちづくりに参加を働きかけるとともに、事業者などが有するノウハウや資本など、民間活力の導入を図り、効率的な都市づくりの推進が図られるように努めます。

		取組み	実施時期	
			短期	中長期
目標1：『豊かな環境の中で健やかに暮らせるまちづくり』				
土地利用		風致地区条例制定	○	
		景観計画策定	○	
		文教施設への緑化整備	○	○
		河川流域部へのレクリエーションゾーン整備		○
社会基盤整備		公園整備（身近な公園、都市公園 等）	○	○
		レクリエーション拠点整備		○
		幹線道路（国道・主要地方道）の整備	○	○
		補助幹線道路（一般県道・一級市道）の整備	○	○
中心市街地形成		市街地の良好な景観形成		○
		密集市街地の改善		○
総合的まちづくり		地域環境と調和する集落地形成 （農用地・里山景観保全 遊休地活用等）		○
		地域交流拠点整備（廃校利用、活動拠点整備）	○	○
		効果促進（各種ソフト施策）		○
目標2：『自然災害・都市防災・犯罪などを防ぎ、市民が安全・安心に暮らせるまちづくり』				
土地利用		準防火地域、建築基準法第22条・23条地区の検討	○	○
社会基盤整備		土砂災害防止対策（ハザードマップの充実）	○	
		駅、道路等のバリアフリー化（エレベーター設置、段差解消 等）	○	○
		幹線道路・補助幹線道路整備に係る道路付属物整備（道路照明・防犯灯、防護柵、電線類の地中化等）		○
		防災無線や通信基盤等の活用促進		○
	危険箇所・狭あい箇所の改善 等	○	○	
中心市街地形成		市街地内の交通安全施設整備		○
総合的まちづくり		避難所等の整備	○	○
		福祉・保健施設の整備	○	

		取組み	実施時期	
			短期	中長期
目標3：『都市的なまち・自然豊かなまちの中で賑わいと活気あふれるまちづくり』				
土地利用		工業団地利用促進		○
		山間集落地域における6次産業化推進	○	○
社会基盤整備		スマートインターチェンジ整備に係る道路ネットワーク整備	○	
		道路景観整備、道路植栽整備、道路交差点改良 等	○	○
中心市街地形成		中心市街地活性化構想に基づく商店街整備、空き店舗活用による活性化	○	
		土地区画整理事業、上野原駅周辺整備	○	
総合的まちづくり		地域観光拠点整備	○	○
		産・学・官の連携促進		○
		自然エネルギーの活用促進		○
		各地区の定住促進	○	○
目標4：『コンパクトな市街地・地区拠点の形成と連携』				
土地利用		各地域における特徴ある資源の活用促進		○
社会基盤整備		公共施設の適正配置	○	
		各地域間交流のための道路網整備	○	○
		各地域内での生活確保のための基盤整備		○
中心市街地形成		中心市街地の拠点整備強化（シビックゾーンの設定）	○	
総合的まちづくり		交流拠点整備（中心市街地への滞留拠点整備）		○
		循環型公共交通体系の確立		○